

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 10 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究（c）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530086

研究課題名（和文） インドネシアの紛争処理と課題

研究課題名（英文） Indonesian Dispute Resolution and Problem

研究代表者

草野芳郎（KUSANO YOSHIRO）

学習院大学法学部法学科教授

研究者番号：70433711

研究成果の概要（和文）：

日本の法整備支援により日本の和解、調停の精神、長所を取り入れて成立した 2008 年インドネシア最高裁規則がどのように現場で定着しているのかを観察したが、裁判官は熱心に取り組んでおり、着実に普及しているのを確認できた。裁判所外にも ADR 機関がいくつも設立され、発展していくことも認められた。日本企業の進出も著しく、それに伴って、日本人弁護士が進出している姿や労働紛争の多発していることも分かったが、ADR の充実、発展が必要であることも痛感した。インドネシアを訪問しているうちに、日本側、インドネシア側ともに、かなりの人脈ができた。更なる両国の相互理解と友好のために、日本インドネシア法律家協会を設立し、当職が理事長となった。これからは、この協会を通じて、支援、研究することが可能となった。

研究成果の概要（英文）：

I examined how the 2008 Indonesia Supreme Court regulation, which was enacted with Japanese support for the development of legal systems incorporating the Japanese way of settlement (Wakai), the spirit of mediation and its advantages, has been established in the field. The judges have been working very hard and it was confirmed that the rules have become widespread steadily. I also confirmed that many ADR agencies other than courts have been established and developing. With the increasing activities by the Japanese companies in Indonesia, although many Japanese lawyers work in Indonesia and labor troubles happen frequently, I keenly sensed ADR should be enriched and developed much further. Thanks to the frequent visit to Indonesia, I could build a great human network both in Indonesia and Japan. For further friendship and mutual understanding between the two countries, Japan Indonesia Lawyers Association was established and I have become the administrative director of this association. Hereafter it has become possible to support and do researches through this association.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 2010 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2011 年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 2012 年度 | 500,000 | 150,000 | 650,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 1,800,000 | 540,000 | 2,340,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：紛争処理法制

1. 研究開始当初の背景

インドネシアにおいても、日本と同様に現在司法改革が進行中であり、いろいろな試みが模索されている。諸外国がいろいろな面で法支援をしており、日本政府も 2002 年から具体的に法支援を開始している。5 年間の日本での研修の結果、2007 年 3 月から 2009 年 3 月まで期間 2 年間の独立行政法人日本国際協力機構（以下、JICA と略称）による「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が実施された。

私は、上記 JICA プロジェクトの短期専門家として、実際にプロジェクトを担当した法務省法務総合研究所国際協力部（以下、ICD と略称）と協力して、最高裁判所規則の改正についての助言や、和解、調停の技術指導に当たって来た。プロジェクト期間内に最高裁規則の改正、新規則についての解説書の作成、模擬調停の DVD の作成、裁判官や書記官に対する研修の開始にまでは漕ぎ着けたが、そこでプロジェクト期間が終了してしまった。インドネシア側はプロジェクトの続行を求め、私も、それを支持してプロジェクトの続行を JICA に主張したが、予算削減や当該国の自主性尊重などを理由に、延長は認められず、現地に滞在していた長期専門家も日本に引き揚げてしまった。

JICA プロジェクト終了後に、インドネシアで日本型和解の長所、精神を導入した最高裁規則が定着していくのかをモニターしつつも、私としても定着するようにできるだけの協力をしたいと考えていた。その過程で、日本の行う法整備支援が他の国とどのように違うのか、異なる国の法制度がどのようにして受け入れられていくのかというのを観察したいと希望していた。

2. 研究の目的

本研究は、日本型の長所を取り入れたインドネシアの新最高裁規則がインドネシアの裁判所の実務に定着するのか、裁判所外の ADR はどのようになっているかを観察し、日本の法整備支援の在り方や、ヨーロッパやアメリカにないアジアの ADR の特色を理論化することを目的としたものである。

もうひとつの目的は、日本型の和解とアメリカ型のメディエーションとの比較である。日本型の新最高裁規則が成立したのは 2008 年であるが、実は、2003 年にアメリカ型のメディエーションを導入した旧最高裁規則が

成立していた。アメリカ型の導入は、結局失敗に終わったわけであるが、日本型が同様に失敗に終わるか、成功するかを見届け、失敗に終わった場合は、共通の失敗原因があるのか、日本型が成功した場合には成功した原因はどこにあり、何が違っていたかを分析し、その理論を抽出したいとの目的もあった。

3. 研究の方法

主に、インドネシアへ行き、日本の和解、調停を伝え、インドネシアの各地の裁判所、大学でセミナーをするとともに意見交換した。

今回の研究期間中（2010 年度～2012 年度）にインドネシアに 4 回訪問した。

・2010 年 8 月に ICD と共同して現地調査を実施した。

具体的には、ジャカルタ、メダンへ行き、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、宗教裁判所、司法研修所、アトマジャヤ大学、北スマトラ大学を訪問し、意見交換、セミナーなどを行った。

・2011 年 8 月に ICD と共同して現地調査を実施した

具体的には、ジャカルタ、デンパサールへ行き、最高裁判所、地方裁判所、宗教裁判所、司法研修所、ボロブドール大学、ワルマディア大学を訪問し、意見交換、セミナーなどを行った。

・2011 年 12 月に単独で現地調査を実施した。

具体的には、ジャカルタ、ジョグジャカルタ、パントウル、スラカルタへ行き、宗教裁判所、ガジャマダ大学、ソロ大学、ムハマディア大学を訪問し、意見交換、セミナーを行った。

・2012 年 8 月に ICD と共同して現地調査を実施した。

具体的には、ジャカルタ、スラバヤへ行き、最高裁判所、地方裁判所、宗教裁判所、司法研修所、タルマヌガラ大学、アイルランガ大学を訪問し、意見交換、セミナーなどを行った。

インドネシアの裁判官、弁護士、研究者を日本に招聘し、裁判所、弁護士会、ICD 等を見学するとともにシンポジウムを実施して意見交換した。

・2011 年 10 月にインドネシアから研究者や弁護士を合計 20 人招聘し、日本の法制度や実務を紹介するとともに、インドネシアの

実情を聴取し、意見交換した。

・2012年11月にインドネシアから地方裁判所と宗教裁判所の裁判官各1人を招聘し、裁判所の見学、意見交換をした。

以上を要約すると、できるだけ多くのインドネシアの実務家や研究者に接触し、互いの法制度を相互に理解し、良いものは相互に取り入れるという過程の中で、新最高裁規則が定着していくのかどうかという定点観測を継続するという方法を行ったものである。

4. 研究成果

インドネシアの各地の裁判所、大学等を訪問し、セミナーや意見交換をし、日本の和解、調停を伝えるとともに、インドネシアの実情や裁判官の悩みなどの生の意見に接することができたのは大きな成果であった。

インドネシアの関係者が、WAKAI、CHOTEIと日本の制度については、日本語を自然に利用するようになってきていることは大変うれしいものであった。

私が訪問した裁判所に限ってはあながち、裁判官は、和解、調停について努力しているのを観察できた。特に、宗教裁判所の裁判官が熱心であると感じた。インドネシアでは、離婚事件が多く、イスラム教徒同士の離婚事件は宗教裁判所が熱心に取り扱っている。だが、インドネシアでは、離婚を合意で成立することは法律で認められていないため、調停で成功したといえるためには、円満に復縁したときに限られ、それ以外は失敗と評価されていた。そのために調停の成功率が低く、裁判官のやる気を削ぐと言うことがあった。そこで、当職が、たとえ、離婚が判決でされても、その前提として、円満に離婚の合意が成立し、それを尊重して離婚判決をしたのであれば、調停としては成功としてカウントしたほうがよいのではないかとアドバイスしたところ、最高裁で、これは良い意見だとして採用したとの報告があった。これも、ささやかであるが、成果と言えるものである。

裁判官や領事館との意見交換では、労働紛争が多発しており、解決が困難となっていることを聞かされた。日本で成功している労働審判が応用できないかと思った。

裁判所外のADR機関もいくつか設立され、普及し始めている。アセアン諸国のADR機関でアジアメディエーションアソシエーション(AMA)が設立されたことも知ることができた。

私は、日本国内で和解、調停の技法について講演を依頼されることが多いが、その際、インドネシアのADRの実情を紹介して来た。そうすると聴取者が大変興味を持ってくれるのを肌で感じている。

最近のインドネシアの経済成長と中国や

韓国のリスクから、日本国内でインドネシアに対する関心が高まっているのを感じる。現実には日本企業の進出は著しく、それに伴って、日本人弁護士の進出も著しい。このときに、日本がインドネシアへ法整備支援をしているということ、インドネシアが日本の和解、調停に関心を持っていることを伝えることができるということも、本研究をしたからであり、これも成果としたい。

インドネシア側も日本に対する理解が拡がり、日本法をより深く知りたいという人、日本語に関心を持つ人が増えた。日本とインドネシアではこれまで法律の研究、実務の両面において接点がなかったのが、紛争解決以外の面でも拡大した。

私のインドネシア訪問もこれまでで合計8回となり、日本側では、JICA、ICDの関係者、大学のアジア法研究者、インドネシアに駐在する日本人弁護士、インドネシア側では、最高裁を始めとする裁判所関係者、弁護士、大学の研究者、裁判所外のADR機関の関係者と知り合い、その数もかなりの数となった。そこで、その成果として、日本とインドネシアの法律家で、相互理解と両国の友好を目的とし団体を作る基盤が出来たのを感じ、今後は、この団体を通じて活動および研究を継続しようと考え、2012年8月に日本インドネシア法律家協会を設立し、私が理事長となった。

2013年8月には上記協会主催で日本、インドネシアADR比較セミナーをインドネシア大学で実施する予定で、準備中である。

5. 主な発表論文等

インドネシアに日本の和解、調停の精神、長所を移植した新最高裁規則が定着していく過程を地道に長年に亘って観察することが基本なので、短期間に性急に目に見える結果を発表することになじまず、切れ切れに発表していくことにならざるをえない。私が、研究期間中に執筆したものや研究会、講演会で発表したもので、インドネシアに関係するものは以下のとおりである。

「日本のADR(和解・調停)のアジアへの発信」学習院大学東洋文化研究13号117-146頁、2011年(査読無し)

その後の経過については、河野正憲先生古希祝賀論文集に「インドネシアに対する日本の和解・調停強化支援プロジェクトと課題」を執筆中である。

講演録に「和解精神論ーインドネシアの法整備支援を通じて」東京弁護士会紛争解決センター編「あっせん人・心と技を磨くーより良きあっせんを目指して」75-98頁(2011年、査読無し)がある。

2010年7月に韓国釜山市の東亜大学で開かれた国際シンポジウム「民事調停制度比較

研究」において、日本の民事調停制度について報告したが、その際にインドネシアの和解、調停についても報告した。

なお、本研究テーマとは、若干関係が薄い
が、次の論文がある。

「期日の規律」新堂幸司監修実務民事訴訟
法講座第3期 日本評論社 2013年（査読無
し）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

草野芳郎 (KUSANO YOSHIRO)
学習院大学法学部法学科教授
研究者番号：70433711

(2) 研究分担者

無し